

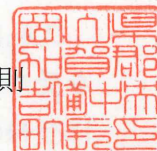
吉備中央町公告第 37 号

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 14 日

吉備中央町長 山 本 雅 則



1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 件 名 | 手持眼圧計 |
| (2) 納 入 台 数 | 1 台 |
| (3) 納 入 場 所 | 吉備中央町豊野 1-2 吉備中央町賀陽庁舎 1F 保健課窓口 |
| (4) 納 入 期 日 | 令和 9 年 2 月 26 日まで |
| (5) 仕 様 書 | 別添のとおり |
| (6) 予 定 価 格 | 非公表 |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 免除 |

2 入札参加資格

本入札公告に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと。
- (5) 入札公告日から入札日までいずれの日においても、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）又は吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 16 年吉備中央町告示第 8 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団の構成員及び警察当局から排除要

請がある者でないこと。

- (7) 仕様を満たす物品の供給が、納入期日までに確実に履行できる者であること。
- (8) 岡山県内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度）に、国、独立行政法人、地方公共団体又は医療機関へ手持眼圧計の納入実績を有する者であること。
- (10) 「岡山県電子入札共同利用システム」が利用できる者であること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、令和 8 年度吉備中央町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録のある者は、ウからカまでの書類を省略できるものとする。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（指定用紙）

イ 誓約書（指定用紙）

ウ 使用印鑑届（指定用紙）

エ 印鑑証明書 ※写し可

オ 登記簿謄本（個人にあっては身分証明書） ※写し可

カ 納税証明書（未納が無いことを証明する書類） ※写し可

- ・ 国税（本社を管轄する税務署長が発行するもの（税目は、法人税と消費税及び地方消費税））

- ・ 都道府県税（本町と契約を締結する事業所等の所在都道府県のもの）

- ・ 市町村税（本町と契約を締結する事業所等の所在市町村のもの）

キ 営業経歴書（任意様式可）

(2) 申請期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）から令和 8 年 10 月 30 日（金）までとする。

(3) 申請時間

岡山県電子入札共同利用システム（以下、「電子入札システム」という。）稼働時間内とする。（ただし、令和 8 年 10 月 30 日は午後 5 時までとする。）

(4) 提出方法

電子入札システムで行うものとする。

(5) その他

ア 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

4 入札参加資格の有無について

(1) 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和 8 年 11 月 10 日（火）までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、参加資格者証という。）を送付する。

(2) 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時までに連絡をし、後日その理由書を送付する。

5 仕様書の閲覧

(1) 仕様書は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

入札公告日から令和8年10月30日（金）まで

イ 閲覧場所

吉備中央町公式ホームページ及び入札情報公開システム

(2) 仕様書について、質疑がある場合は、質疑書に質問内容を記入のうえ、持参、郵送、FAXにて提出すること。

※質疑書の様式は入札情報公開システムからダウンロードすること。

(3) 質疑書提出期限

令和8年10月30日（金）正午まで

(4) 質疑書提出先

吉備中央町 総務課

FAX番号 0866-54-1855

(5) 質疑回答日

令和8年11月10日（火）までに質疑及び回答を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、郵送又はFAXにより送付する。

(6) 同等品について

仕様書に記載のメーカー型式のみとする。

6 入札日時、方法等

(1) 入札日時

令和8年11月13日（金）午前10時00分

(2) 入札方法

電子入札システムで行う。

(3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 入札回数

開札をした場合において、予定価格以内の入札がないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。

7 入札における注意事項

(1) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(2) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、再入札を同日午後1時に、再々入札を同日午後3時に行う。

- (3) 有効な入札を行った者のうち、予定価格以内の最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価格に入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を提出しなければならない。

9 入札の取りやめ等

不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXによる入札
- (6) 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- (7) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ア 入札金額を訂正した入札書
 - イ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ウ 要領を知得することができない入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約条件等

- (1) 落札日から起算して14日以内に契約の締結を行うものとし、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

12 その他

- (1) 入札参加者が1者であっても入札を執行する。
- (2) 本公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び吉備中央町財務規則等の定めるところによる。